

佐 労 発 基 1208 第 1 号
令 和 3 年 12 月 8 日

関 係 機 関 各 位

佐 賀 労 働 局 長



令和 3 年度佐賀県の改定最低賃金額等に係る周知・広報依頼について

平素より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、佐賀県最低賃金額について、下記のとおり改定されることとなりました。
改定された最低賃金額は、佐賀県内のすべての使用者と労働者に適用されること
から、幅広く周知・広報を行うことが必要です。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、別添「掲載文例」等を参考に、貴機
関の広報紙、ホームページ等に掲載していただくとともに、同封しておりますリー
フレットの配布、掲示等をお願いいたします。

なお、掲載していただいた広報紙、ホームページ等の掲載部分については、FAX
等により、当局労働基準部賃金室あてに、その該当部分の写しを送付していただき
ますよう、重ねてお願いいたします。

記

佐賀県の最低賃金	[1時間]	[効力発生日]
佐賀県(地域別)最低賃金	821円	令和3年10月6日
一般機械器具製造業関係最低賃金	896円	令和3年12月31日
電気機械器具製造業関係最低賃金	867円	令和3年12月18日
陶磁器・同関連製品製造業最低賃金	822円	令和3年12月9日

【問合せ先】佐賀労働局労働基準部賃金室

佐賀市駅前中央3丁目3番20号

佐賀第二合同庁舎4階

電話 0952-32-7179

FAX 0952-32-7182

佐賀県の最低賃金額が改定されました。

<地域別最低賃金>	[1時間]	[効力発生日]
佐賀県最低賃金	821円	令和3年10月6日
<特定(産業別)最低賃金>		
一般機械器具製造業関係	896円	令和3年12月31日
電気機械器具製造業関係	867円	令和3年12月18日
陶磁器・同関連製品製造業	822円	令和3年12月9日

となりました。

なお、最低賃金には、次の賃金は含まれません。

- (1) 賞与などの臨時の賃金
- (2) 時間外・休日・深夜などの割増賃金
- (3) 通勤手当、家族手当、精皆勤手当

問合せ先

佐賀労働局労働基準部賃金室

電話 0952-32-7179

佐賀県で、雇う人も、働く人も、しっかりチェック!!

佐賀県の最低賃金

<このリーフレットを事業場の見やすいところに掲示してください。>

佐賀県内の使用者は、これらの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、正規雇用労働者のほか、臨時工・パートタイマー・アルバイト等の非正規雇用の労働者を含むすべての労働者の方に適用されます。

1 地域別最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
佐賀県最低賃金	821円	令和3年10月6日	佐賀県内のすべての産業 (ただし、下の2で掲げる「特定(産業別)最低賃金」が適用される産業を除く。)

2 特定(産業別)最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
一般機械器具製造業関係	896円	令和3年12月31日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
電気機械器具製造業関係	867円	令和3年12月18日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
陶磁器・同関連製品製造業	822円	令和3年12月9日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社

右に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され佐賀県最低賃金の適用を受けます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時的賃金」及び「精勤手当」並びに「通勤手当(交通費)」及び「家族手当」は、対象になりません。

お問い合わせは 佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室 0952-32-7179

佐賀労働基準監督署 0952-32-7133

唐津労働基準監督署 0955-73-2179

武雄労働基準監督署 0954-22-2165

伊万里労働基準監督署 0955-23-4155

～ ご存じですか『業務改善助成金』～

中小企業の計画的な最低賃金引上げを支援する制度があります。

ご相談 佐賀働き方改革推進支援センター 0120-610-464

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218

佐賀労働局ホームページアドレス <http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

みんなチエック！
最低賃金。

自分の最低賃金を、
ちゃんと知ることが大事だよ。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上を
支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。



地域別最低賃金

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

すべての
労働者
に適用

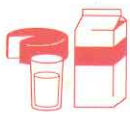
すべての
使用者
が遵守

都道府県
ごとに
設定

特定最低賃金[※]

特定地域内の特定産業について
定められています。

例えば、



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車（新車）
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和3年9月1日現在、全国で227の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹の労働者に適用されます。
（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は

[特定最低賃金](#)

[検索](#)

[※]地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



派遣先の東京都最低賃金(1,041円)が適用されます。

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(964円)が適用されます。

*金額は令和3年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。



最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
168,000円-8,000円=160,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
② 160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	135,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	168,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合計すると、
625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆動手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを 支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の動画も
あります。



「業務改善助成金」は、生産性を向上させ

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る

中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、

支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。詳しくは、[こちら](#)

業務改善助成金

検索

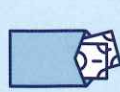
1 支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引き上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事
業実施

3



労働局に
事業実施結
果を報告



4



支給

助成額の一覧

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円 以上	1人	20万円	以下の2つの条件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 900円未満 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円 以上	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円 以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円 以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円 以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下いずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

相談
窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、
お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 03-6388-6155

受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、[こちら](#)

働き方改革推進支援センター

検索



業務改善事例①

テーブルオーダーシステムの導入による 注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要 / 所在地: 福岡県
従業員数: 9人
事業: 飲食業

課題

オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

対応

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えた。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入した。



代表者の
悩み

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい。



1ヶ月当たりの
注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、**テーブルオーダーシステムの導入**で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、**3人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた**。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索。

業務改善事例②

スチームコンベクションオーブンの導入による 生産量の増と調理工程の簡素化

※温風と水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

企業概要 / 所在地: 宮城県
従業員数: 6人
事業: 仕出業

課題

調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

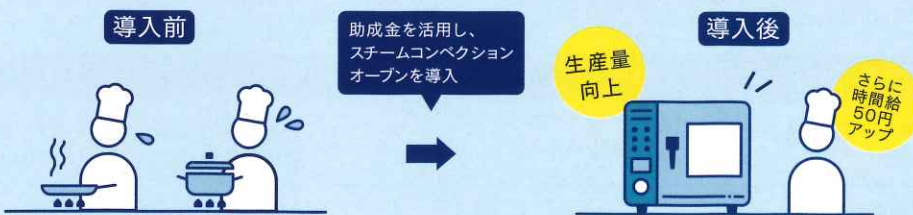
対応

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えた。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えた。そこで助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入した。



代表者の
悩み

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい。



若手従業員でも
倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や総菜などにも力を入れられるようになった。

実施内容

スチームコンベクションオーブンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果

生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、**6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた**。

助成金活用のきっかけ

商工会のセミナーに参加。

働き方改革
推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和2年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年 10月1日
青森	822 (793)	29	令和3年 10月6日
岩手	821 (793)	28	令和3年 10月2日
宮城	853 (825)	28	令和3年 10月1日
秋田	822 (792)	30	令和3年 10月1日
山形	822 (793)	29	令和3年 10月2日
福島	828 (800)	28	令和3年 10月1日
茨城	879 (851)	28	令和3年 10月1日
栃木	882 (854)	28	令和3年 10月1日
群馬	865 (837)	28	令和3年 10月2日
埼玉	956 (928)	28	令和3年 10月1日
千葉	953 (925)	28	令和3年 10月1日
東京	1,041 (1,013)	28	令和3年 10月1日
神奈川	1,040 (1,012)	28	令和3年 10月1日
新潟	859 (831)	28	令和3年 10月1日
富山	877 (849)	28	令和3年 10月1日
石川	861 (833)	28	令和3年 10月7日
福井	858 (830)	28	令和3年 10月1日
山梨	866 (838)	28	令和3年 10月1日
長野	877 (849)	28	令和3年 10月1日
岐阜	880 (852)	28	令和3年 10月1日
静岡	913 (885)	28	令和3年 10月2日
愛知	955 (927)	28	令和3年 10月1日
三重	902 (874)	28	令和3年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	896 (868)	28	令和3年 10月1日
京都	937 (909)	28	令和3年 10月1日
大阪	992 (964)	28	令和3年 10月1日
兵庫	928 (900)	28	令和3年 10月1日
奈良	866 (838)	28	令和3年 10月1日
和歌山	859 (831)	28	令和3年 10月1日
鳥取	821 (792)	29	令和3年 10月6日
島根	824 (792)	32	令和3年 10月2日
岡山	862 (834)	28	令和3年 10月2日
広島	899 (871)	28	令和3年 10月1日
山口	857 (829)	28	令和3年 10月1日
徳島	824 (796)	28	令和3年 10月1日
香川	848 (820)	28	令和3年 10月1日
愛媛	821 (793)	28	令和3年 10月1日
高知	820 (792)	28	令和3年 10月2日
福岡	870 (842)	28	令和3年 10月1日
佐賀	821 (792)	29	令和3年 10月6日
長崎	821 (793)	28	令和3年 10月2日
熊本	821 (793)	28	令和3年 10月1日
大分	822 (792)	30	令和3年 10月6日
宮崎	821 (793)	28	令和3年 10月6日
鹿児島	821 (793)	28	令和3年 10月2日
沖縄	820 (792)	28	令和3年 10月8日
全国加重平均額	930 (902)	28	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索